

高知大学国際交流基金管理委員会規則

平成18年7月26日
規則 第 23 号

最終改正 平成31年3月27日規則第100号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学国際交流基金規則（以下「規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、高知大学国際交流基金管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本学における国際交流基金の管理運用に関する基本計画を策定するとともに国際交流事業の助成に係る審査を行う。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流基金の管理運用に関すること。
- (2) 規則第2条に規定する助成の実施に関すること。
- (3) その他国際交流基金に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（地域・国際・広報・IR担当）
- (2) 副学長（国際連携担当）
- (3) 国際連携推進センター長
- (4) 次世代地域創造センター長
- (5) 学生総合支援センター長
- (6) 総合研究センター長
- (7) 財務部長
- (8) 研究国際部長
- (9) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（地域・国際・広報・IR担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員が都合により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、財務部財務課及び研究国際部国際交流室において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月26日から施行する。

附 則 (平成20年2月21日規則第130号)

この規則は、平成20年2月21日から施行する。

附 則 (平成24年6月27日規則第29号)

この規則は、平成24年6月27日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第50号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月16日規則第55号)

この規則は、平成25年1月16日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第114・116号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第163号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第118号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月22日規則第13号）

この規則は、平成28年6月22日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第103号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日規則第44号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。